

仙北市在宅子育てサポート事業と 仙北市子育てファミリー支援事業を開始します

【問合せ】子育て推進課（角館庁舎） ☎（43）22800

市が指定する有料の子育てサービスに利用できる「サポート券」を交付します。該当する方は、お忘れのないように申請をお願いします。

在宅子育て（サポート）事業

● 事業内容／在宅で小学校就学前児童の子育てを行う家庭に、経済的な支援を行うことにより児童福祉向上を図るため、1万5000円相当のサポート券を交付します。

● 交付対象／次の要件をすべて満たす方
▼ 児童および保護者とも仙北市に住所を有すること
▼ 令和4年4月1日以前に生まれた小学校就学前児童の保護者

▼ 認可保育園、認定こども園、認可外保育施設もしくは幼稚園に入所（仙北市外の施設含む）していない児童の保護者
▼ 仙北市保育園入所待機児童等支援事業補助金の交付対象となっていない児童の保護者

子育てファミリー支援事業

● 事業内容／平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれ、小学校就学前の子を養育している家庭に、経済的な負担を軽減し安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、1万5000円相当の

サポート券を交付します。

● 交付対象／次の要件をすべて満たす方
▼ 児童および保護者とも仙北市に住所を有すること
▼ 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育していること
▼ 就学前の子を養育していること

共通事項

- サービス内容／
① 子どもの笑顔が広がるサービスプラン（絵本・キーキ・子どもの靴購入、子どもの記念写真、予防接種など）
② 家族の絆を深めるサービスプラン（水族館の入館料や動物園の入園料など）
③ 一時的な保育を支援するサービスプラン（一時保育サービス、託児サービス）
- サービスファミリー支援事業については、②は対象外となります。
※詳細は、申請窓口を設置しているリーフレットをご覧ください。
- 申請先／子育て推進課（角館庁舎、田沢湖、西木市民センター、各出張所）
- 申請・交付期間／7月1日（金）～令和5年2月28日（火）
- 有効期限／令和5年3月31日（金）

給付金のお知らせ

「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します

【問合せ】子育て推進課（角館庁舎） ☎（43）22800

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するための給付金です。

「ひとり親世帯分」と「その他の世帯（ひとり親世帯以外）分」があり、それぞれ申請が必要な場合と不要な場合があります。これらの給付金は、同じ受給者が重複して受けることはできません。

ひとり親世帯分

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ↓ 申請不要：6月末に支給済み
- ② 公的年金給付などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当未申請者を含みます）と扶養義務者の所得が限度額（※早見表A参照）を下回る場合に該当。
- ↓ 申請必要
- ③ 家計急変者。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の収入が減少し、児童扶養手当受給者の水準（※早見表A参照）を下回る場合に該当。

※令和4年4月以降に児童扶養手当の要件に該当した方は、該当月以降を

任意の月として申請することができません。

申請必要

● 申請受付期間／7月15日（金）～令和5年2月28日（火）まで

その他の世帯（ひとり親世帯以外）分

申請不要な方

▼ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者には7月中に市から、高校生などの兄弟の分を含み支給申込みを行ったうえで、7月末に手当口座に振り込みます（受け取りを希望しない場合だけ手続きが必要です）。

申請が必要な方

- 次の①②の両方に該当する場合はこの給付金の対象になります。
- ① 令和4年3月31日時点で18歳未満（障がい児の場合20歳未満）の児童、または令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれた新生児などを養育する父母など。
- ② 令和4年度市民税（均等割）が非課税または非課税相当（※早見表B参照）。
- 公務員で①②に該当する方
- ▼ ①②に該当し、児童が高校生（平成16年4月2日～平成19年4月1

完全予約制によるマイナンバーカードの 時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課 市民係（角館庁舎） ☎（43）3307

写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカードの交付を行います（交付は予約した方のみに限ります。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなっておりますので、あらかじめご了承ください）。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡ください（マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です）。

マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要がありますので、ご注意ください。

固定資産税の現地調査を行います

【問合せ】税務課（田沢湖庁舎） ☎（43）1117

仙北市内の土地や家屋の現況を把握するため、地方税法第408条にもとづき、現地調査を行います。基本的に道路から目視で確認しますが、確認できない場合はお声がけし敷地に立ち入る場合もあります。

- 実施時期（予定）／7月から11月まで
- 調査地区（予定）／田沢湖生保内地区

日生まれの児童）のみの場合
▼ 家計急変者：①に該当し、令和4年1月以降の収入が減少し、非課税相当の所得（※早見表B参照）となった方
● 申請受付期間／7月15日（金）～令和5年2月28日（火）まで（新生児は3月15日（火））

共通事項

- 支給額／児童1人当たり5万円
- 申請方法／要件に該当することを確認し、添付書類や記入用紙のないように注意してください。
- 申請書は、市役所窓口で用意するほか、仙北市のホームページ（https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=2946）からダウンロードできます。
- 問合せ・申請窓口／子育て推進課（〒014-0362 角館町中菅 81-8）

※そのほかの市役所窓口は受け取りのみ対応します。

給付金の詳細や申請書は仙北市ホームページにも掲載しています。



▼ 早見表 A 児童扶養手当支給制限限度額早見表（令和2年中の所得と比較）

扶養人数	申請者	扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円

- ▶ 扶養義務者とは、生計を同じくする三親等内の親族を指します。
- ▶ 収入には年金収入を含みます。
- ▶ 家計急変者は、任意の月の収入を12倍した額と比較します。

▼ 早見表 B 非課税所得限度額早見表（令和3年中の所得と比較） 給与収入のみの方の例

世帯の人数（※）	限度額（申請者）
2人 〈例〉父（母）、子1人	82万8千円
3人 〈例〉父、母、子1人	110万8千円
4人 〈例〉父、母、子2人	138万8千円
5人 〈例〉父、母、子3人	166万8千円

- （※）世帯の人数は、以下の合計人数です。
- ▶ 申請者本人
- ▶ 同一生計配偶者（所得が48万円以下の方）
- ▶ 扶養親族（16歳未満の方も含む所得が48万円以下の方）

◆ 所得とは、収入から控除額を引いた残りの額です。営業の場合は総収入から経費を差し引いた残りの額です。

「仙北市二十歳の集い」を開催します

【問合せ】教育委員会生涯学習課(西木庁舎) ☎(43)33803

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。仙北市では、従来の成人式を「仙北市二十歳の集い」と改め、20歳を迎えた方を対象に開催します。

14年4月1日までに生まれた市出身の方、および市内在住の方 ※今後の感染症の状況により、開催の延期や内容を変更する場合があります。延期などの際は、随時、広報やホームページなどでお知らせする予定です。ご不明な点などありましたら、生涯学習課にご連絡ください。

角館町割400年

【問合せ】文化財保護室(角館庁舎) ☎(43)33804

角館町割400年記念シンポジウムを次のとおり開催します。

●日時/7月31日(日) 9時~15時30分

●場所/角館交流センター

●入場料/無料・申込不要

●記念講演

▼講師 江井秀雄氏(元東京経済大学講師・民衆思想史研究所代表)

▼演題 「角館・御家断絶と再興事件」

●基調講演

▼講師 天野真志氏(国立歴史民俗博物館准教授)

▼演題 「秋田藩角館の変遷」

▼子どもたちの取り組み紹介

▼桜の町の案内人 ▼桜の施肥作業 ▼武家屋敷のクリーンアップなど

の映像上映ほか

●パネルディスカッション

▼テーマ 「町割400年、これからの100年に向けて」この町並みを未来のこともたちへ

▼コーディネーター

永井康雄氏(山形大学教授)

▼パネリスト

・石黒直次氏(角館伝建群保存地区の町並みを守る会長)

・中田達男氏(仙北市角館町文化財保護協会会長)

・安藤雄介氏(仙北市立角館小学校PTA会長)

・梅津章子氏(文化庁文化財第二課主任文化財調査官)

食料品を募集しています(フードドライブ)

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎(43)22888

「1家庭で眠っている食料品は ありませんか」

仙北市では、食料品を集める運動(フードドライブ)を実施しています。

皆さんからお寄せいただいた食料品は、「一般社団法人フードバンクあきた」にお届けし、そこから食事に不自由されている方々への支援に活用されます。皆さんの温かいご支援ご協力をお願いします。

●実施期間/期間を設けず通年でを行っています。

●受取窓口/社会福祉課(角館庁舎)、各市民センター・各出張所、仙北市社会福祉協議会各支所

●ご提供いただきたい食料品/

▼穀類(米・乾麺・小麦粉など)▼調味料(みそ・醤油・マヨネーズなど)▼缶詰(魚・肉・果物など)▼お菓子類▼インスタント食品▼レトルト食品▼のり、お茶、粉ミルクなど

●ご提供いただきたい食料品の条件/▼包装や外装が破損していないもの▼生鮮食品以外のもの▼未開封のもの▼消費期限が明記されており、1か月以上先のもの▼包装や外装を移し替えていないもの(お米は除く)

※右記条件を確認のうえ、状態によってはお持ち帰りいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

簡易専用水道の設置者は 登録検査機関による検査を受けてください

【問合せ】市民生活課消費生活係(角館庁舎) ☎(43)3313

簡易専用水道の設置者は、国の管理基準に従って点検や清掃などを実施し、さらに登録検査機関の検査(有料)を年1回以上定期的に検査を受ける必要があります。この規定に違反した方は100万円以下の罰金に処せられます。

●管理基準

▼水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。

▼水槽の点検など、有害物、汚水などによって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

▼給水栓における色、濁り、臭い、味などに異常があれば、必要な検査を行うこと。

▼供給水が汚染されている時は、ただちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講ずること。

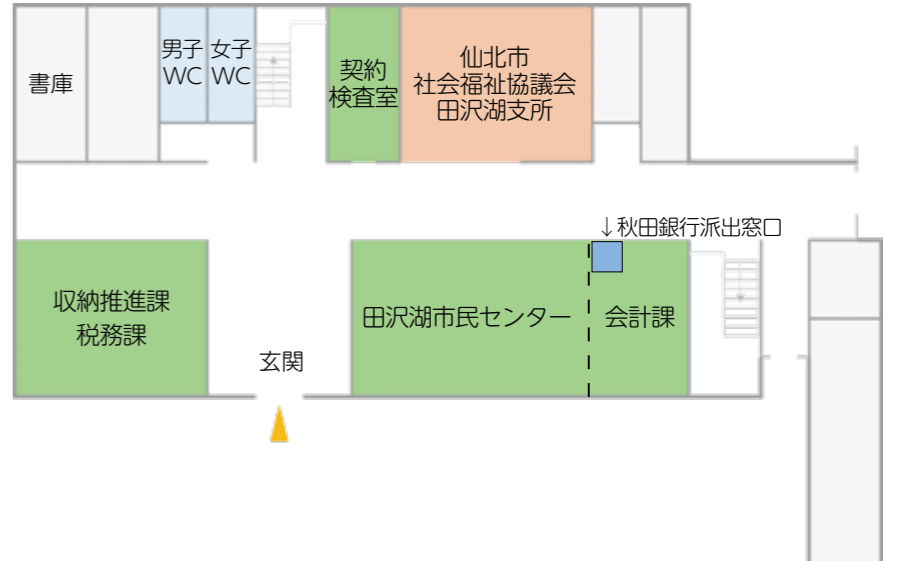
市役所田沢湖庁舎1階の配置が変更になります!

【問合せ】管財課(田沢湖庁舎) ☎(43)1114

7月4日(月)から、社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会田沢湖支所が、田沢湖第二庁舎から田沢湖庁舎1階に移転します。移転後の配置は次のとおりです。お間違えないようお願いいたします。

社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 田沢湖支所 ☎ 43-1368 FAX 43-1373

仙北市役所田沢湖庁舎1階配置図



秋田銀行派出窓口が 廃止・変更になります

7月1日から秋田銀行派出窓口が田沢湖庁舎は13時30分からの1時間に変更、西木庁舎は廃止となります。変更後の市税などの納付については、これまでと同じように田沢湖庁舎は会計課、西木庁舎は市民センターで納付いただけます。なお、角館庁舎内の派出窓口は変更ありません。

停電時非常用電話移設のお知らせ

【問合せ】総合防災課(田沢湖庁舎) ☎(43)1115

田沢湖市民センターと西木市民センターの停電時非常用電話を次のとおり移設しましたので、お知らせします。

●田沢湖市民センター ↓総合防災課へ移設(田沢湖庁舎2階) ☎43-3273

●西木市民センター ↓教育委員会へ移設(西木庁舎2階) ☎47-3233

家族介護用品支給事業

在宅介護生活を支援します

【問合せ】包括支援センター(角館庁舎) ☎(43)22803

●対象/次の要件をすべて満たす方

▼仙北市に住所を有する方。▼介護保険法において要介護4または5と認定された在宅で要介護者を介護している家族。

▼市県民税非課税世帯であること(住民基本台帳上、別世帯でも、実態として市県民税課税世帯と同一世帯にみなされる場合は対象となりません)。

●申請方法/次の3枚をそろえて各窓口(包括支援センター・市民センター・出張所)へ申請してください。

▼家族介護用品支給申請書(窓口にあります)

▼介護保険被保険者証の写し

▼世帯全員の市県民税非課税証明書





外国人のための相談員(困ったことを聞いてくれる人)を紹介します
【問合せ】 教育委員会 生涯学習課 (西木庁舎) ☎ (43) 3383

【日本語】

大仙市、仙北市、美郷町に住んでいる外国人の相談員(困ったことを聞いてくれる人)がいます。困ったことやわからないことがあるときは相談してください。

地域	相談員	連絡先
大仙市	鈴木 通明	090-2276-1113
仙北市	田村 雄幸	090-2957-1754
美郷町	加藤 千恵子	0187-84-2234

- ▶ 担当/ 大仙市 交流振興課 電話 0187-63-1111(内線216)
- ▶ 仙北市 教育委員会生涯学習課 電話 0187-43-3383
- ▶ 美郷町 企画財政課 電話 0187-84-4901

【英語】

There are advisors available for foreign nationals residing in Daisen City, Semboku City and Misato Town. Please feel free to contact them if you have any questions or concerns about your life here.

Area	Advisor	Telephone
Daisen	SUZUKI Mitsuaki	090-2276-1113
Semboku	TAMURA Yuko	090-2957-1754
Misato	KATO Chieko	0187-84-2234

- ▶ Contact / Daisen City Relations Development Division Telephone: 0187-63-1111 (extension 216)
- ▶ Semboku City Board of Education Lifelong Learning Department Telephone: 0187-43-3383
- ▶ Misato Town Planning and Financial Division Telephone: 0187-84-4901

【タガログ語】

Mayroong serbisyo ng konsehal na magagamit para sa mga dayuhang naninirahan sa Lungsod ng Daisen, Lungsod ng Semboku at Bayan ng Misato. Kung mayroong mga katanungan tungkol sa buhay dito, maaring huwag mag atubiling makipag-ugnayan sa kanila.

Tirahan	Tagapayo	Numero ng
Tp Daisen	Mr. SUZUKI Mitsuaki	090-2276-1113
Tp Semboku	Mr. TAMURA Yuko	090-2957-1754
Bayan ng Misato	Ms. KATO Chieko	0187-84-2234

- ▶ Tagapamahala, taong tagapamahala / Dabisyon ng Promosyon ng Palitan ng Lungsod ng Daisen Telepono 0187-63-1111(ekstensiyon ng telepono 216)
- ▶ Lupon ng Edukasyon ng Lungsod ng Semboku para sa panghabang buhay na pag-aaral Telepono 0187-43-3383
- ▶ Dabisyon ng Pagpapalano at Pananalapi ng bayan ng Misato. Telepono 0187-84-4901

【中国語】

为居住在大仙市、仙北市、美郷町の外国人提供免费咨询服务。如果您在生活上有什么困难或者遇到任何问题，请与以下咨询顾问联系。

地区	咨询顾问	联系电话
大仙市	鈴木通明	090-2276-1113
仙北市	田村雄幸	090-2957-1754
美郷町	加藤千恵子	0187-84-2234

- ▶ 主办单位 / 大仙市 交流振興課 電話 0187-63-1111(分機216)
- ▶ 仙北市 教育委員会生涯学習課 電話 0187-43-3383
- ▶ 美郷町 企画財政課 電話 0187-84-4901

【ベトナム語】

Chúng tôi có nhân viên tư vấn (người lắng nghe các vấn đề khó khăn) dành cho những bạn người nước ngoài đang sống tại Tp Daisen, Tp Semboku và thị trấn Misato. Nếu có bất cứ khó khăn gì hãy liên lạc với chúng tôi.

Chỗ ở	Tên nhân viên tư vấn	Số điện thoại
Thành phố Daisen	Mr. SUZUKI Mitsuaki	090-2276-1113
Thành phố Semboku	Mr. TAMURA Yuko	090-2957-1754
Thị trấn Misato	Ms. KATO Chieko	0187-84-2234

- ▶ Người phụ trách / Thành phố Daisen Khoa thúc tiến giao lưu Số điện thoại 0187-63-1111 (Nối tuyến 216)
- ▶ Thành phố Semboku Khoa ủy viên giáo dục đời sống và học tập Số điện thoại 0187-43-3383
- ▶ Thành phố Misato Khoa kế hoạch tài chính Số điện thoại 0187-84-4901

全3回の集合講座とオンライン学習で
スマートフォンのアプリ開発を体験

① デジタル人材育成講座の概要

- 参加料/無料
- 日時・場所・内容



- ▶ 第1回: 7月30日(土) 13:00 ~ 17:00
- ▶ 場所: 角館榊細工伝承館
- ▶ 「スマートフォンアプリの開発概論とビジネスモデル」
 - ・スマートフォンアプリ制作の手順について
 - ・アプリ開発、アプリストアへのリリースなど
 - ・スマートフォンアプリのビジネスモデルについて

- ▶ オンライン自主学习: スマートフォンアプリ開発の知識習得コンテンツの視聴など

- ▶ 第2回: 8月27日(土) 13:00 ~ 17:00
- ▶ 場所: 角館榊細工伝承館
- ▶ 「スマートフォンアプリ開発演習と地域課題解決」
 - ・アプリ画面設計作成
 - ・アプリ画面の実装、機能実装
 - ・スマートフォンアプリと地域課題の解決について



- ▶ オンラインのグループワーク: 発表会に向けたグループワーク

- ▶ 第3回: 9月17日(土) 13:00 ~ 17:00
- ▶ 場所: 角館交流センター
- ▶ 「グループワークの成果発表会とそのフィードバック」
 - ・発表前の内容のフォローアップおよび最終調整
 - ・グループワークの成果発表
 - ・発表のフィードバック、審査結果発表



② デジタル人材育成講座の申込方法など

- 対象/ 市内在住または市内通学通勤の高校生~社会人を対象とします。(開催期間中のすべての学習に参加できる方)
- 定員/ 10人(希望者多数の場合、志望理由などにより選考します)
- 申込方法/ 下記 URL または右記二次元コードの申込フォーム (Peatix) から申し込みください。
https://semboku-seminar2022.peatix.com
- 申込期限/ 7月22日(金) まで



デジタル人材育成講座の受講者募集について

【問合せ】企画政策課 地方創生・総合戦略係 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 3315

